

香美町地域密着型サービスの外部評価（第三者評価）受審頻度緩和  
実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型介護予防事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（以下「地域密着型サービス事業者」という。）の外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（外部評価の受審頻度緩和の申請）

第2条 町内に所在する地域密着型サービス事業者で外部評価の受審頻度緩和の認定を受けることができる事業所は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 受審頻度緩和の認定を受けようとする年度の前年度から過去5年間において、継続して外部評価を実施していること。ただし、過去に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1回受審していることで2年継続して受審しているとみなす。
- (2) 受審頻度緩和の認定を受けようとする年度の前年度において実施した外部評価について、兵庫県地域密着型サービス第三者評価の実施について（指針）（以下「県指針」という。）に規定する自己評価及び第三者評価結果並びに目標達成計画を提出していること。
- (3) 受審頻度緩和の認定を受けようとする年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催し、かつ、全ての運営推進会議に、本町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。
- (4) 県指針に規定する自己評価及び第三者評価結果のうち、第三者評価項目の2（事業所と地域とのつきあい）、3（運営推進会議を活かした取り組み）、4（市町村との連携）及び9（運営に関する利用者、家族等意見の反映）の

項目の実施状況が適切であること。ただし、平成21年11月1日以前に受け付けたものは、県指針第三者評価項目の3、5、6及び8の項目の実施状況が適切であること。

- 2 受審頻度緩和の認定を受けようとする者は、地域密着型サービス外部評価（第三者評価）受審頻度緩和認定申請書（様式第1号）に要件を満たすことを証する書類を添えて、町長に提出するものとする。

（外部評価の受審頻度緩和の認定）

第3条 町長は、前条第2項の申請書の内容を審査した結果、同条第1項の要件をすべて満たしているものと判断した場合は、地域密着型サービス外部評価（第三者評価）受審頻度緩和認定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

- 2 受審頻度緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価確定日（事業者が評価結果を町に提出し、町がこれを受理した日）の翌日から2年間とし、引き続き受審頻度緩和の認定を受けることを希望する場合は、再度申請するものとする。

（認定の取消し）

第4条 町長は、外部評価の受審頻度緩和を認定した事業所について、第2条第1項に規定する要件のうちいずれかの要件を満たさない事実を確認した場合等、外部評価の受審頻度緩和の認定が適当でないと判断した場合は、当該認定を取り消すことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日告示第30号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。